

保育料を決める基準は、住民税です。父母等の市町村民税所得割額を合算し、基準表に基づき算定します。

下記に当てはまる場合は、算定の範囲に入る皆様の所得課税控除証明書が必要です。

- 4月から8月の間に在園で、前年1月1日まで町外に住民票があった場合
- 9月から年度末まで在園で、9月を含む年の1月1日まで町外に住民票があった場合

※1月1日に宇多津町に住民票がある場合は町で確認できますので不要です。

※証明書が発行される時期は、該当年度の毎年6月以降です。

※取得方法については、各自自治体にお問い合わせください。

※確定申告が必要な方は、勤務先、税務署、税務課などにお問い合わせください。

※父母を算定の範囲の基本としていますが、父母で生計が成り立っていない場合は同居の祖父母等、同居の者を算定に含む場合があります。その基準については、宇多津町にお問い合わせください。

《証明書の取得は次の例を参考にしてください》

- (例1) ・平成29年1月に入園  
・継続して9月以降も利用する  
・宇多津町への転入日が平成28年12月20日

↓

(取得場所) 転出した自治体の税務関係窓口にて

- 平成28年度(平成28年の所得)の『所得課税控除証明書』を取得  
(※この場合、平成29年度の課税状況は宇多津町で確認できます。)

- (例2) ・平成29年4月に入園  
・継続して9月以降も利用する  
・宇多津町への転入日が平成29年3月25日となる場合

↓

(取得場所) 転出した自治体の税務関係窓口にて

- 平成28年度(平成27年の所得)の『所得課税控除証明書』を取得
- 平成29年度(平成28年の所得)の『所得課税控除証明書』を取得

※平成28年度の証明は平成28年9月～平成29年8月分の保育料算定に、平成29年度の証明は平成29年9月～平成30年3月分の算定にそれぞれ使用します。

平成28年9月12日更新  
宇多津町保健福祉課